

令和 3 年 10 月 4 日

各部（局・支所）長
各課（室・所）長 様

企画財政部長

令和 4 年度予算編成方針について

浅口市財務規則第 4 条の規定に基づき、下記のとおり令和 4 年度予算編成方針を定めたので通知します。

記

I 国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が 9 月に発表した月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とされている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針 2021）において、「未来に向けた変化と構造改革」に向け、「内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る」との基本方針を掲げ、経済連携を積極的に活用して海外需要を取り込み、内外の直接投資も拡大して我が国の稼ぐ力を向上させ、経常収支が安定的に黒字化する状況を維持してショックに強いマクロ経済構造を保持していくことを明らかにした。

また、7 月に「令和 4 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を発売し、歳出全般にわたり、歳出改革の取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを示した。

令和 4 年度は、こうした国の動向を注視するとともに、当市においても限られた財源で最大の効果を生み出すよう、徹底した事業内容の検証と見直しを図ることが重要である。

II 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況をみると、令和2年度決算においては、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、引き続き健全な財政状況を維持している。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.1%と依然高い水準となっており、財政の硬直化が進展している。また、自主財源の割合についても29.5%と、高い割合で依存財源に頼らなければならない状態が続いており、国の動向等に左右される不安定な状況であることを十分認識する必要がある。

また、従来からの懸案事項である少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増加に加え、令和4年度は、未だ終わりの見えない新型コロナウイルス感染症の拡大により、歳入の根幹である市税収入への影響が懸念される他、新しい生活様式への定着化や市民生活の安心・安全の向上に向けた感染症予防対策など、新たな財政需要の増加も予測されており、財政をめぐる環境は予断を許さない状況である。

このような状況を踏まえ、多くの行政課題がある中で、各部においては自らが歳入の確保に力を注ぐとともに、限られた財源を最大限有効に活用するための徹底した検証を行い、より一層効果的な事業の「選択と集中」を図っていくことが求められる。

III 予算編成の方針

令和4年度の当初予算は、年度当初に市長・市議会議員選挙が予定されているため、義務的経費や経常的経費、事業実施が既に決定されている継続的な政策的経費等を中心とした骨格予算として編成を行うが、第2次浅口市総合計画で定めた将来像「キラリと光る未来そうぞうワクワク都市」の実現に向け、今年度策定が進められている後期基本計画（令和4年度～令和8年度）の着実な進展を図るとともに、将来世代に過度の負担を先送りしない持続的な財政運営を推進していく。

予算編成にあたっては、前述の財政状況等を認識したうえで、積極的な財源確保、事業の費用対効果の検証、緊急度、優先度による事業の優先順位付け、スクラップ&ビルド及びサンセット方式（事業終期の設定）を徹底するとともに、創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、以下の項目に十分留意し予算編成作業に取り組むこととする。

IV 予算編成の基本的事項

1 骨格予算の編成

令和4年度は、年度当初に市長・市議会議員選挙が予定されており、当初予算は骨格編成とするため、債務負担行為を設定しているものや継続事業を除き、新規事業や政策的事業は、新体制により肉付け補正で編成する。

ただし、予算要求にあたっては、決算を見据えた予算編成を行う必要があるため、原則として令和4年度中に見込まれるすべての経費を盛り込んだ通年予算として要求すること。

肉付け補正以外の年度途中での補正は、制度の改正、災害等緊要なもの、又は編成の段階で特に協議をしたもののほかは、原則として認めない。

2 枠配分方式の徹底

- (1) 予算配分については、経常的経費（一般財源分）枠配分方式を採用し、所属毎（課毎）に一般財源ベースの経常的経費額を配分（以下、「配分額」という。）する。
- (2) 各部で部長査定を行い、経常的経費については、必ず所属別（課別）に配分額以内とした上で予算要求すること。

3 予算編成作業

予算要求においては、積極的な財源確保に努める他、創意工夫と柔軟な発想を持って、市民サービスの向上を図りながら、費用対効果や効率性などを見極め、経費や事務の無駄を省く等、事務事業見直しの徹底に努めることとする。

また、先般実施したオータムレビュー対象事業については、その最終結果に基づいた予算要求とすること。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業実施等に影響を受けた次の事項について、特に留意すること。

- (1) 令和3年度に行った事業見直しの継続及びさらなる見直し
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応による新たな見直し
- (3) 既存事業の「休止・延期・縮小・廃止」等の再検討